資料２

議題２：再犯の防止等の推進に関する事務について
（豊田市提出）

市名	回答 各市の考えについて
名古屋市	現在、安心・安全なまちづくりに関する所管である、市民経済局が調整・窓口を担っている。
豊　橋　市	福祉部（保護司所管）と市民協創部（防犯・犯罪被害者所管）で調整中
岡　崎　市	福祉部局と協議した結果、更生保護団体、生活困窮者自立支援等を担当する地域福祉課が担当することとなった。
一　宮　市	現時点、防犯を担当する市民協働課が、地方再犯防止推進計画策定等に関する「窓口課」となっている
瀬　戸　市	再犯防止に関し、明確に事務分掌を掲げてはいないが、防犯意識の観点で防犯担当を担う生活安全課が文書等の収受を行っている。 今後、「地域再犯防止推進計画」策定の求め応じ、就労支援、住居確保等の福祉分野の関わりが深まると思われるが、所掌する事務の整理や所管する担当部局に関して整理されることと思われる。
半　田　市	本事務の取り扱いは調整中であるが、総合の調整窓口を防犯担当課とし、個別対応を福祉部局とする方向で検討している。
春日井市	当市ではまだ担当部局が確定していない。
豊　川　市	本市では、担当窓口の報告を求める通知が人権交通防犯課に来たことから、本課の人権推進係を担当部局として県に報告しています。実際の活動は、保護司との関係が密接になることから、福祉課と協議していきたいと考えています。
津　島　市	再犯防止等の推進に関する法律の施行に伴い、第５条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるように連携を図らなければならないとありますが、再犯の防止等の施策を進めるにあたり複数の課が関係すると思われるため調整等が必要であり、他自治体の状況把握に努めていきたいと考えています。
碧　南　市	再犯防止については、保護司の職務であると考えておりますので、当課に届いた通知等は福祉課へ転送しています。
刈　谷　市	本市においては、生活福祉課が生活困窮者支援制度や生活保護制度により、犯罪や非行をした人が社会に戻った際，生活に困窮した場合の対応を行っている。 また、生活福祉課にて保護司会の事務局を所管していることから、名古屋保護観察所より再犯防止に関してのアプローチを受けている。
豊　田　市	現在は、当課を窓口とし、関係課がそれぞれの立場で再犯防止を推進できるよう、情報共有を図っている。
安　城　市	特にありません。
西　尾　市	西尾市では防犯担当である危機管理課が担当部局となっている。防犯担当、福祉担当のどちらも情報は得ておくべきだとは思うが、どこが担当部局となるかは各自治体により現状が異なるかと思うので一概には言えない。

市名	回答 各市の考えについて
蒲　郡　市	本市では防犯を担当する、交通防犯課が再犯防止活動の窓口を担当しています。 保護司関係の実務等は福祉課が担当しております。
犬　山　市	再犯防止に関しては、複数の部局が関係するが、犬山市では、再犯（犯罪）の未然防止という観点から、防犯を担当する地域安全課が窓口となった。
常　滑　市	福祉部福祉課が担当部局となっている。
江　南　市	江南市では保護司、更生保護団体を所管する福祉課が担当しています。
小　牧　市	本市では、防犯を担当している市民安全課が担当課となっています。事務の内容によって福祉部局との連携が必要と考えています。
稲　沢　市	犯罪後の生活内容により、庁内各部局が関わってくると考える。 再犯防止については、福祉課が担当している。
新　城　市	再犯防止等に係る推進事務について、現状では十分な周知・啓発等が行えていないのが実態である。事務担当は、案件によって異なるため、受付を防犯担当で行い、内容によって福祉関係課等が担当になるケースも考えられる。
東　海　市	本市においては、社会福祉課在籍の保護司が国から指定された方を訪問する等の活動を行っている。その他の再犯防止事務は行っていない。
大　府　市	本市では、再犯の防止等の推進に関する事務について、担当部署が明確化されていない。現状においては、市民協働部青少年女性課が、保護司及び更生保護に関することや、少年補導委員に関すること等の再犯の防止等の推進に関連する事務を担当している。
知　多　市	更生保護に関する事務を所管している福祉課が担当するものと考えている。
知　立　市	本市においては、福祉担当課の所管業務となっており、防犯交通担当課においての事務はありません。
尾張旭市	再犯の防止等の推進に関する事務について、現在担当課が定まっておりませが、本市においても福祉か防犯にて対応することと思います。
高　浜　市	状況により、福祉部局と防犯部局で連携を図りながら進めていくことが必要であると考える。
岩　倉　市	再犯防止を担当するのは協働安全課と福祉課と重複する部分があり一つの課で担当するのが難しいと考えています。 再犯の防止等の推進に関する事務について平成30年度に福祉課との間で、今後、当該事務に取り組むときは、合同で行うことで協議しました。現状では県から送付される文書が県民安全課からということもあり、文書の受付は防犯を担当する協働安全課で行い、福祉課に合議をしています。
豊　明　市	再犯の防止等については、青少年健全育成にも関連するため、福祉もしくは教育部局と連携していくことが重要である。
日　進　市	再犯防止については、防犯担当が行うことで進めています。
田　原　市	防犯担当課である総務課が担当しているが、保護司が関係するものについては地域福祉課の意見も伺っている。

市名	回答 各市の考えについて
愛　西　市	明確な区分はない。 防災安全課と社会福祉課
清　須　市	当面は犯罪抑止の観点から防犯関係部局にて取り組んでいきます。
北名古屋市	再犯防止については、保護司の所管部署である福祉部が所管しており、犯罪被害者支援については、安全なまちづくり担当課で所管している。 犯罪被害者支援についても福祉部で所管すべきと考える。
弥　富　市	再犯防止に関するノウハウがないため、民生部局に依頼している。
みよし市	平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」により「地方再犯防止推進計画」を制定予定です。（担当課：福祉課）
あ　ま　市	個別の案件によるところがあるので、特定の情報を収受しているところしか事務を行うことができない。
長久手市	本市では、防犯担当課が所管しています。